

岩手県告示第241号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める件別表第1号に該当する区域の指定(昭和48年岩手県告示第424号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
[略] 備考 関係図面は、岩手県環境生活部環境保全課 <u>並びに係市役所</u> 及び関係町村役場に備えておいて縦覧に供する。	[略] 備考 関係図面は、岩手県環境生活部環境保全課及び関係町村役場に備えておいて縦覧に供する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	